

【課題3】 次の文が正しければ○、誤りなら×で答えよ。

- 1 【○】 映画製作会社の従業者が職務として映画を作成した場合、別段の契約がなく、この映画がその会社の名義で公表されれば、その映画製作会社が著作者となる。職務著作の規定は映画においても適用される (29条)
- 2 【○】 自分で独自に漫画の主人公の絵を考え描き出した場合で、自分にこの絵の著作権ある場合でも、単独でこの絵を自由に販売することができない場合がある。漫画のストーリーを創作した作者の二次的著作物になる場合は、自由に販売できない (キャンディキャンディ事件；最高裁 13/10/25)
- 3 【×】 人材派遣会社から派遣された職員が派遣先の会社の業務として作成したプログラムの著作者は、プログラムが公表されない限り派遣社員である。プログラムの著作物が職務著作であるためには、公表を要件とされない (15条2項)
- 4 【○】 社員が会社からの指示で、会社の属する団体主催の講習会で講師をやるため、職務として講習会テキストを作成し、講師として社員と社員の属する会社名が表示されたテキストが、団体名で公表された場合、テキストの著作者は社員である。職務著作の要件は、①会社の発意、②社員の業務、③会社名で公表、④別段の定めがない、ことが満たされれば、会社が著作者となるが、問では公表が会社名でなく団体名であり満たさない。なお、会社名の表示は社員が属する組織を示したものでテキストの公表者を示したものではない。 (15条)
- 5 【×】 駅前等に設置されているセルフサービスのスピード写真機で撮影した、私の証明写真は著作物として保護され、この写真の著作者はシャッターを押した私である。スピード写真機は、特別な操作を必要とすることなくスピーディに写真が撮れる機械であり、シャッターを押すだけでは、採れた写真が「思想又は感情を創作的に表現したもの」である要件を満たさない。 (2条1号)
- 6 【○】 絵を撮影した写真を基に絵を描いた場合、描いた絵の著作者は写真の撮影者でなく実際に絵を描いた私である。写真を基に描いた絵は、写真の二次的著作物になり、著作者は絵の描いた私となる。なお、平面的な絵を撮った写真は思想又は感情を表現したものに当たらず、著作物といえないが、著作物でない写真を絵に描くことにより著作物となることはある。この場合、基の絵に依拠した絵と位置づけられ、描いた絵に創作性があつても基の絵の二次的著作物となる。一方、創作性がなければ単なる複製である。
- 7 【○】 雑誌に掲載するために開催した座談会における出席者の発言は著作物であり、著作者は主催者でなく、座談会に参加し発言した全員である。著作者は、著作物を創作した者であり、座談会の発言は著作物であり、各人の発言を分離することができない発言者全員の共同著作物である。職務著作の要件を満たせば主催者が著作者の場合がないとも言えない。例えば、会社が主催し、社の広報紙へ掲載のため、社員による座談会を開催する場合である。
- 8 【×】 ある懸賞小説に応募したところ私の作品が金賞をとった。募集要項に「入選作の著作権は全て主催者に帰属します」と書いてあったので、私には著作者としての権利は何もない。著作権の全てを譲渡する約束をしても、譲渡されない権利は著作者に残る。二次的著作物を創作する権利は特掲される必要があり、著作者人格権は譲渡することができない。 (61条, 59条)

- 9 【×】 私は、ある芸能人の波乱万丈の人生を本人に依頼されて執筆し、その芸能人の名前で出版が行われた。この場合、私は、いわゆる「ゴーストライター」であり、著作者になることはない。著作物に表示されている名前の者が著作者と推定されるが、推定を覆せば著作者となる。著作者名の登録も一手段（14条75条3項）
- 10 【×】 会社の仕事である調査報告書を作成したが、会社の都合で当該報告書は公表されないことになった。この報告書の著作者は私である。職務著作は、実際に公表しなくても公表するとすれば会社名が表示されるときにも適用がある。社内使用するマニュアルやノウハウ集などの営業秘密文書は公表を意図していない。（15条）